

事 務 連 絡  
平成 30 年 6 月 14 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について  
(再周知のお願い)

医療機関における画像診断報告書等の確認不足を防止するため、これまで、「画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について」(平成 29 年 11 月 10 日付け医政局総務課医療安全推進室事務連絡。以下「平成 29 年事務連絡」という。)において注意喚起を図ってきたところです。

その後、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 12 条に基づく医療事故情報収集等事業において、公益財団法人日本医療機能評価機構から「画像診断報告書の確認不足(第 2 報)」(医療安全情報 No. 138、平成 30 年 5 月、別添)が公表されました。一方で、依然として同種の事案が続いております。

つきましては、画像診断報告書等の確認不足対策を広く定着するため、別添及び平成 29 年事務連絡の内容を御確認の上、貴管下医療機関に対し、改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、別添については、公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページ <http://www.med-safe.jp/contents/info/index.html> に掲載されていますことを申し添えます。